

平成 31 年 2 月 12 日開会

平成 31 年 2 月 12 日閉会

静岡地方税滞納整理機構

議 会 定 例 会 会 議 録

静岡地方税滞納整理機構議会

平成 31 年 2 月 静岡地方税滞納整理機構議会定例会会議録目次

2 月 12 日（火曜日）

- 1 出席議員（8 人）
- 1 開会
- 1 開議
- 1 会議録署名議員の指名
- 1 議長報告
 - （1）広域連合長提出議案の提出
 - （2）議員提出議案の提出
 - （3）例月出納検査の結果（6 件）
- 1 会期の決定
- 1 広域連合長提出議案（第 1 号及び第 2 号）の一括上程
- 1 提案理由等の説明（広域連合長 川勝平太君）
- 1 議案の説明（事務局長 夏目昭君）
- 1 広域連合長提出議案（第 1 号及び第 2 号）の採決
- 1 議員提出議案（第 1 号）の上程
- 1 提案理由の説明（議員 池谷晴一君）
- 1 議員提出議案（第 1 号）の採決
- 1 閉議
- 1 閉会

平成31年2月静岡地方税滞納整理機構議会定例会会議録

平成31年2月12日（火曜日）

○ 出席議員（8名）

一番 天野 進吾

二番 池谷 晴一

三番 原田 英之

四番 小野 達也

五番 岸 重宏

六番 田形 清信

七番 鈴木 正治

八番 米山 千晴

午後2時10分 開会

○ 議長（天野進吾君）

本日の出席議員は8人でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、静岡地方税滞納整理機構議会2月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○ 議長（天野進吾君）

会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、池谷晴一議員、原田英之議員以上の二人にお願いいたしま

す。

- 議長（天野進吾君）

報告します。書記に朗読させます。

- 書記（鈴木秀明書記）

広域連合長より、議案第1号「平成31年度静岡地方税滞納整理機構一般会計予算」ほか1件の議案が提出されています。

また、池谷晴一議員ほか2名の連名により、議員提出第1号議案「静岡地方税滞納整理機構広域連合長の専決処分事項の指定について」の改正が提出されています。

内容は、お手元に配付したとおりであります。

このほか、監査委員から、平成30年7月から12月までの現金の出納を検査した結果に関する報告がありました。

内容は、お手元に配付したとおりであります。

以上であります。

- 議長（天野進吾君）

会期について、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（天野進吾君）

異議なしと認めます。

会期は本日1日と決定いたしました。

○ 議長（天野進吾君）

次に、議事日程により、広域連合長提出議案第1号及び第2号を一括して議題とします。
広域連合長からの説明を求めます。

川勝広域連合長。

○ 広域連合長（川勝平太君）

ただいま提出いたしました議案の概要を御説明申し上げますとともに、所信及び諸般の報告を申し述べたいと存じます。

「静岡地方税滞納整理機構」は、今年度で業務を開始して11年目ではありますが、この間、構成団体から引き受けた滞納事案の完結に向けて、着実に取り組んでまいりました。

また、平成22年度からは、適正、公平な課税事務を実施するため、「市町村税の課税事務のための研修」及び「軽自動車関係税の申告書処理等の事務」を加えて業務を行っているところであります。

今後も、「きちんと納税している皆様の立場に立ち、税における公平性を確保する」という理念の下、県、市・町の滞納額の縮減に貢献できるよう努めてまいる所存であります。

ここで、今年度の業務の成果について御報告いたします。

まず、徴収業務であります。平成30年度に引き受けた滞納事案につきましては、昨年6月から12月末までの7か月間に、約5億8千万円を徴収し、徴収率は33.8%でありました。

なお、前年度に引き受け、本年度に徴収した額と、県、市・町の移管予告による自主納付等を合わせますと、総額で約19億6千万円の成果を上げております。

次に、徴収及び課税研修であります。

滞納額を縮減させるためには、県、市・町の職員の徴収力の向上を図ることが不可欠でありますことから、徴収研修を、8科目10会場で延べ645人の参加を得て、実施いたし

ました。

また、適正、公平な課税事務を実施するための課税研修につきましては、18科目33会場で延べ1,043人の参加を得て、実施いたしました。

次に、「軽自動車関係税の申告書処理等の事務」ですが、正確な事務処理に努め、12月までに前年同月より約9千件多い、35万7千件の処理を行いました。

いずれの事務も、順調に成果を上げており、今後とも県、市・町の税務職員の資質向上や税務行政の効率化等に向けて、取り組んでまいります。

それでは、今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、第1号議案は、平成31年度当初予算案であります。

広域連合規約に定められた、徴収関係事務、課税研修事務及び軽自動車関係税の申告書処理等の事務の実施に要する経費及び機構の運営に要する経費として、3億595万8千円を計上するものであります。

第2号議案は、平成30年度補正予算案であります。平成29年度の歳計剰余金を繰越金として歳入し、地方財政法に基づき、このうち2分の1の額を基金に積み立てます。併せて、徴収関係事務経費等に剰余が見込まれますことから、これを県、市・町に還付するための補正を行うものであります。この結果、最終の歳入歳出予算額は、1,111万9千円を増額し、2億9,756万円となります。

これらの議案の詳細につきましては、こののち、事務局長に説明させます。

以上で私の説明を終わりますが、適切なる御議決をお願いする次第であります。

○ 議長（天野進吾君）

夏目事務局長。

○ 事務局長（夏目昭君）

議案につきまして、お手元の「議案説明書」により御説明いたします。

お手元の議案説明書の1ページをお開きください。

第1号議案、平成31年度一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ、3億595万8千円であり、前年度当初予算より1,951万7千円、率にして6.8%の増額となっております。

歳入予算であります。まず負担金につきましては、徴収関係におきまして事案移管件数の増加に伴う処理件数割額の増や、平成29年度の徴収実績に基づく徴収実績割額の増により、前年度当初予算に対し1,878万円の増額を見込んでおります。

繰入金は、財政調整基金からの繰入金であります。平成25年度から安定的な運営に支障が生じない範囲内で、課税研修の充実を図るため計画的に財政調整基金を取り崩すこととしており、平成31年度は550万円を計上しております。

なお、財産収入及び繰越金につきましては、科目の設置のため千円を計上しております。

歳出予算につきましては、職員人件費を始めとする、組織の運営と業務に要する経費を計上したもので、消費税率の改正や改元に伴うシステム改修等により増額となっております。

次に、2ページ、3ページをお開きください。

歳出予算の詳細であります。

第2款総務費のうち、第2項徴税費の第1目税務総務費は、職員の人件費を派遣元の団体に交付金として支出するもの等であります。

業務に要する経費は、次の第2目賦課徴収費に計上しておりますが、事務別の予算額は、3ページの上段、(1)から(3)までのおりであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

負担金の事務ごとの構成団体別内訳を、一覧表にしてございます。

徴収関係事務につきましては、処理件数割額の1件当たりの単価11万円及び徴収実績割額の率10%は前年度と同額、同率としております。

課税研修事務につきましては、合計額を前年度と同額とし、基本負担額及び人口割額により負担していただいております。

軽自動車関係税の申告書処理事務につきましては、転出情報負担金、申告書取扱負担金とも単価を前年度と同額としております。

次に、7ページをお開きください。

第2号議案、平成30年度一般会計補正予算であります。歳入歳出予算ともに1,111万9千円を増額しております。

歳入予算につきましては、平成29年度決算において生じた剰余金を繰越金として歳入計上したことによる増額などによるものであります。

歳出予算につきましては、今申し上げました繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てる予算や、今年度生じると見込まれる剰余金を構成団体へ還付する予算を計上しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

歳出予算の詳細であります。

第2款総務費の第1項総務管理費に第2目財政管理費として財政調整基金への積立金561万7千円を計上しております。

また、第2項徴税费につきましては、職員人件費に係る交付金の減や、不動産鑑定評価料の増による役務費の増等による補正を行い、これらにより見込まれる剰余金を構成団体に還付するため、第1目税務総務費の「償還金、利子及び割引料」に2,339万7千円を計上しております。

この還付金は、今年度の県、市・町の負担金の割合に応じて按分することとし、構成団体別の還付額は10ページに記載のとおりであります。

以上で、議案の説明を終わります。

適切なる御議決をお願いいたします。

○ 議長（天野進吾君）

以上で、説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんので、広域連合長提出議案第1号及び第2号を一括して採決します。

本案は、それぞれ可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○ 議長（天野進吾君）

異議なしと認めます。

本案は、それぞれ原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長（天野進吾君）

次に、議員提出第1号議案「静岡地方税滞納整理機構広域連合長の専決処分事項の指定について」の改正を議題といたします。

提出者から提出理由の説明を求めます。

池谷晴一君。

○ 議員（池谷晴一君）

それでは、議員提出第1号議案「静岡地方税滞納整理機構広域連合長の専決事項の指定についての改正」について御説明申し上げます。

静岡地方税滞納整理機構は、県、市・町から徴収困難な地方税の滞納事案を引き受け、滞納整理に取り組んでおり、着実に成果を上げてきているところであります。これは、機構が様々な滞納整理の手法を駆使し、厳しく滞納整理を実施してきた結果であります。

しかしながら、現在実施している滞納整理の手法では解決に結びつかない滞納事案もあることから、更に踏み込んだ手法により滞納整理を進めていくことが求められておりま

す。

その一つとして、民事訴訟法に基づく支払督促という手法があります。これは、滞納整理に非協力的な企業や取引相手等に対して簡易裁判所を通じて支払を請求するという手法であります。しかしながら、支払督促に対して異議申立があった場合は、機構が訴えを提起したこととなります。訴えの提起及びこれに伴う和解は地方自治法に定める議決事件であります。時期を逸することなく事案を処理し、迅速に滞納整理を進めるため、「構成団体からの移管事案について、支払督促の申立てから移行する訴えの提起及びこれにともなう和解に関する事」を広域連合長が専決できる事項として指定しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○ 議長（天野進吾君）

以上で、提出理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんので、議員提出第1号議案について採決いたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○ 議長（天野進吾君）

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長（天野進吾君）

以上で、本定例会の議事は、すべて終わりました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、2月定例会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

会議録署名者

静岡地方税滞納整理機構議会議長 天野 進吾

静岡地方税滞納整理機構議会議員 池谷 晴一

静岡地方税滞納整理機構議会議員 原田 英之